

本書発行後の改正された内容について

平成 21 年 6 月 10 日

本書発行後、雇用調整助成金・中小企業助成金の支給要領が一部改正（平成 21 年 6 月 8 日）されたため、本書の記述と最新の制度内容とで一致しない部分が生じてしまいました。大きくわけて次の 4 点が変更されているので、申請を検討される際にはご注意くださいようお願い申し上げます。

1. 教育訓練の要件緩和と訓練費の引き上げ

これまで教育訓練は「全 1 日単位」とされていましたが、半日単位の実施も可能となりました。雇用調整助成金の訓練費も 1,200 円から 4,000 円に引き上げられました。

<本書該当箇所>

- ・ 40 ページ下から 8 行目

「教育訓練費（1 人 1 日 1,200 円）」 → 「教育訓練費（1 人 1 日 4,000 円）」

- ・ 51 ページ下から 8 行目

「全 1 日にわたり行われる」 → 「全 1 日 (半日) にわたり行われる」

- ・ 125 ページ上から 9 行目

「全 1 日にわたり」 → 「全 1 日 (半日) にわたり」

- ・ 135 ページ上から 10 行目

「日数に 1,200 円」 → 「日数に 4,000 円」

- ・ 173 ページ上から 9 行目

「全 1 日にわたり」 → 「全 1 日 (半日) にわたり」

2. 在籍出向者の休業等を助成対象として追加

これまで助成対象外だった在籍出向者の出向先における休業も、助成対象とします。

<本書該当箇所>

- ・ 125 ページ上から 4 行目の下 追加

在籍出向者が（出向元で雇用保険被保険者となっている者）による出向先における休業等について、出向元および出向先で生産量要件を満たし、出向元との休業等協定に基づき実施された場

合には、助成対象となります。

- ・ 173 ページ上から 4 行目の下 追加

在籍出向者が（出向元で雇用保険被保険者となっている者）による出向先における休業等について、出向元および出向先で生産量要件を満たし、出向元との休業等協定に基づき実施された場合には、助成対象となります。

3. 障害者の助成率の引上げ

障害のある人の休業等・出向の助成率を引上げました。

<本書該当箇所>

- ・ 40 ページ下から 12 行目

「算定した額の 3 分の 2」 → 「算定した額の 3 分の 2 （障害者は 4 分の 3）」

- ・ 40 ページ下から 6 行目

「賃金負担額の 3 分の 2」 → 「賃金負担額の 3 分の 2 （障害者は 4 分の 3）」

- ・ 41 ページ上から 6 行目

「算定した額の 5 分の 4」 → 「算定した額の 5 分の 4 （障害者は 10 分の 9）」

- ・ 41 ページ上から 12 行目

「賃金負担額の 5 分の 4」 → 「賃金負担額の 5 分の 4 （障害者は 10 分の 9）」

- ・ 60 ページ下から 2 行目

「額の 3 分の 2」 → 「額の 3 分の 2 （障害者は 4 分の 3）」

- ・ 61 ページ下から 3 行目

「負担額の 3 分の 2」 → 「負担額の 3 分の 2 （障害者は 4 分の 3）」

- ・ 62 ページ下から 1 行目

「算定した額の 5 分の 4」 → 「算定した額の 5 分の 4 （障害者は 10 分の 9）」

- ・ 63 ページ上から 6 行目

「負担額の 5 分の 4」 → 「負担額の 5 分の 4 （障害者は 10 分の 9）」

- ・ 135 ページ上から 7 行目

「算定した額の 3 分の 2」 → 「算定した額の 3 分の 2 （障害者・中小企業事業主にあっては 4 分の 3）」

- ・ 138 ページ上から 11 行目
「額」の 3 分の 2」→「額」の 3 分の 2 (障害者・中小企業事業主にあつては 4 分の 3)」
- ・ 184 ページ上から 7 行目
「算定した額の 5 分の 4」→「算定した額の 5 分の 4 (障害者は 10 分の 9)」
- ・ 187 ページ上から 10 行目
「額」の 5 分の 4」→「額」の 5 分の 4 (障害者は 10 分の 9)」

4. 1 年間の支給限度日数の緩和

これまで 1 年間の支給限度日数は 200 日でしたが、これを撤廃しました。

<本書該当箇所>

- ・ 62 ページ上から 9 行目
「(最初の 1 年間で 200 日分を上限。)」→削除
- ・ 62 ページ下から 7 行目
「※支給日数の上限……ご注意ください。」→削除
- ・ 63 ページ上から 15、16 行目
「(最初の 1 年間で 200 日分を上限。)」→削除
- ・ 63 ページ下から 9、10 行目
「※支給日数の上限……ご注意ください。」→削除
- ・ 136 ページ上から 6 行目から 17 行目
「休業等に係る助成金は……達するまでとします。」→「休業等に係る助成金の支給日数（それぞれの対照期間内において、助成金の支給の対象となった判定基礎期間における助成金の対象となる休業等の延日数を当該判定基礎期間の末日における対象被保険者数で除して得た日数の累積日数）の上限は、3 年間で 300 日までとします。」
- ・ 185 ページ上から 5 行目から 16 行目
「休業等に係る助成金は……達するまでとするものとします。」→「休業等に係る助成金の支給日数（それぞれの対照期間内において、助成金の支給の対象となった判定基礎期間における助成金の対象となる休業等の延日数を当該判定基礎期間の末日における対象被保険者数で除して得た日数の累積日数）の上限は、3 年間で 300 日までとします。」

以上です。